

令和7年 第4回定例教育委員会

令和7年4月22日（火）
午前10時30分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 挨拶

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 令和7年度教育委員会事務局組織等について

① 令和7年度教育推進課内職員配置 P 1

② 令和7年度宮代町教育関係組織一覧 P 2

(2) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について P 3

イ 5月の事業予定について P 4

(3) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について P 5

5 審議案件

議案第 6号 宮代町就学支援委員会委員の委嘱について P 6

議案第 7号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P 9

議案第 8号 宮代町学校運営協議会委員の委嘱について P11

議案第 9号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員の委嘱について P16

6 報告案件

(1) 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P19

(2) 教育大綱と第3期教育振興基本計画の改定に向けて P20

7 その他

8 次回教育委員会について

9 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1)教育総務関係

ア 令和7年度教育委員会事務局組織等について

① 令和7年度教育推進課内職員配置(下線部変更・異動箇所)

教育推進課長

田 中 啓 之

《教育総務担当》

副課長(兼学校給食センター所長)

主 査

主 任

主 事

主 事

小 川 雅 也

高 橋 道 彰

埜 中 美 也

指 田 瞭

矢 口 陸

《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長

主幹兼指導主事

主幹兼指導主事

指導主事

主 査

加 藤 裕 一

齋 藤 真 美 子

三 浦 洋 介

嘉 茂 達 哉

小 島 英 樹

《生涯学習室》

室長(兼公民館長、郷土資料館長)

飯 山 保 孝

(生涯学習・スポーツ振興担当)

主 幹

主 査

主 任

主 任

主 事

主 事

川 崎 章 人

飯 山 武

中 村 佐 登 志

新 井 幸 子

木 内 穂 貴

吉 岡 茜

(郷土資料館担当)

主 査

主 査

主 査

主 任

山 崎 健 司

河 井 伸 一

横 内 美 穂

中 村 啓 子

② 令和7年度宮代町教育関係組織一覧〔令和7年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	Tel.33-1325	児童数 287	学級数 13
	校長 金野 泰久 / 教頭 木下 喜子			
百間小学校	宮代町字西原261	Tel.32-0157	児童数 304	学級数 14
	校長 竹内 知子 / 教頭 小倉 伸也			
東小学校	宮代町百間5-8-48	Tel.32-0214	児童数 376	学級数 15
	校長 高野 桂子 / 教頭 萩原 信和			
笠原小学校	宮代町字百間1105	Tel.34-8480	児童数 567	学級数 22
	校長 山口 隆夫 / 教頭 春山 祐美子			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	Tel.33-1326	生徒数 147	学級数 8
	校長 谷 義明 / 教頭 渡辺 貴子			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	Tel.32-0142	生徒数 439	学級数 14
	校長 栗原 利夫 / 教頭 渡邊 良文			
前原中学校	宮代町字中461	Tel.34-0631	生徒数 139	学級数 7
	校長 石崎 徳幸 / 教頭 柿沼 千鶴子			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	Tel.0480-33-1325	宮代高等学校	32-4388
百間小学校	32-0157	宮代特別支援学校	35-2432
東小学校	32-0214	日本工業大学	34-4111
笠原小学校	34-8480	宮代幼稚園	32-3640
須賀中学校	33-1326	宮代須賀幼稚園	34-5265
百間中学校	32-0142	宝光寺幼稚園	32-3833
前原中学校	34-0631	姫宮成就院幼稚園	32-4599
和戸公民館	—	かしの木児童クラブ(百間小)	33-8740
百間公民館	—	いちょうの木児童クラブ(東小)	33-8680
川端公民館	—	いちょうの木児童クラブ分室(東小)	080-6080-7858
須賀中さわやか相談室	33-4500	ふじ第一児童クラブ(笠原小)	080-6080-7859
百間中さわやか相談室	32-7900	ふじ第二児童クラブ(笠原小)	080-6080-7887
前原中さわやか相談室	33-2500	かえで第一児童クラブ(須賀小)	32-8208
教育支援センター	53-3727	かえで第二児童クラブ(須賀小)	32-8208
総合運動公園	32-1543	埼玉県教育局	048-824-2111
町立図書館	34-9944	東部教育事務所	048-737-2727
郷土資料館	34-8882	杉戸警察署	33-0110
学校給食センター	32-5711	宮代消防署	34-0119

(2) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

小学校4校：小 中学校3校：中

日 付	小 学 校	中 学 校
1 日 (木)	引き渡し訓練 (東) 開校記念日 (笠)	開校記念日 (百)
2 日 (金)	離任式 (須・百・東・笠)	離任式 (須・百・前)
3 日 (土)	憲法記念日	憲法記念日
4 日 (日)	みどりの日	みどりの日
5 日 (月)	こどもの日	こどもの日
6 日 (火)	振替休日	振替休日
7 日 (水)	学校応援団代表者会議 (東) 表札訪問 (～9 日) (笠)	P T A 総会 書面 (百)
8 日 (木)	自然教室説明会 (5 年) (笠)	通信陸上大会 (中)
9 日 (金)	埼玉県学力・学習状況調査 (4～6 年) (小) ノー残業デー (百)	埼玉県学力・学習状況調査 (1～3 年) (中) 修学旅行説明会 (3 年) (須)
10 日 (土)	土曜授業・引き渡し訓練 (百)	
11 日 (日)		
12 日 (月)	振替休業日 (百) 引き渡し訓練 (笠)	生徒総会 (百)
13 日 (火)	表札訪問 (～15 日) (百)	
14 日 (水)		修学旅行説明会 (3 年) (百) PTA あいさつ運動 (百)
15 日 (木)	開校記念日 (百) 田んぼの学校 (春の GT) (5 年) (百)	
16 日 (金)	P T A 総会 書面 (東) P T A 総会 (百) 小中連絡会 (中1 授業参観) (百・東 笠)	小中連絡会 (中1 授業参観) (百・前)
17 日 (土)		
18 日 (日)		
19 日 (月)	心肺蘇生法講習会 (百) 全校遠足 (東) 表札訪問 (～23 日) (東) 小中連絡会 (須)	小中連絡会 (須)
21 日 (水)	ふれあいデー (百・東・笠)	ふれあいデー (須・百)

		修学旅行（～23日）（前）
22日（木）	校内陸上記録会（6年）（百・東・笠）	
23日（金）	ノー残業デー（百） ふれあいデー（須） 全校遠足（須） 校内陸上記録会予備日（百・東・笠）	
24日（土）	学校公開日（笠）	
25日（日）		
26日（月）	表札訪問（～28日）（須） 硬筆競書会（東） 振替休業日（笠）	
27日（火）		
28日（水）	租税教室（6年）（百） 学校運営協議会（須・笠） PTA総会 書面（須）	体育祭（百）
29日（木）	田んぼの学校（田植え）（5年）（百） ふれあい遠足（百） 全校遠足（笠）	体育祭予備日①（百）
30日（金）	ノー残業デー（百）	春季大運動会（須）（予備日6/3） 体育祭（前）（予備日6/2） ふれあいデー（前） 体育祭予備日②（百） 第2回学校運営協議会（前）
31日（土）		

イ 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 付	内 容	場 所
1日（木）	第1回学力向上検討委員会	進修館小ホール
7日（水） 8日（木）	教育長訪問	各小中学校
13日（火）	環境教育担当者会議	役場 202 会議室
15日（木）	教育長面談（全校） 人事評価ヒアリング	役場 204 会議室
20日（火）	人権教育担当者会議	役場 204 会議室
22日（木）	教科指導員等委嘱式	役場 202 会議室
28日（水）	ICT 研修会	オンライン

(3) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
17日(土) 14:00～16:00	大人のスポーツフィールド ■ 仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ● 内容：さいかつぼーる、ミニテニス ● 対象：町内在住・在勤・在学の18歳以上 20人 ● 参加費：100円	ぐるる宮代 サブアリーナ
24日(土) 9:00～12:00 予備日6月1日(日)	親子ウォーキング てくてくミヤシロ2025 ■ 宮代の自然や歴史に触れながら、ちょこっと汗をかくウォーキングイベント。 ● 対象：町内在住・在勤・在学の小学生と保護者 60人 ● 参加費：100円(1人)	スキップ広場～ 日本工業大学～ 和戸教会～和戸 駅 *距離約5km

議案第 6 号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 4 月 2 2 日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支援委員会
条例第 3 条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日とする。

宮 代 町 就 学 支 援 委 員 会 名 簿

任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

	区 分	役 職 名	氏 名
1	委員（第1号委員）	宮代町医師会	鈴木 仁志
2	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	武笠 美幸
3	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	工藤 志保
4	委員（第2号委員）	春日部特別支援学校 教諭	山口 友美
5	委員（第2号委員）	言語聴覚士	田尻 恵美子
6	委員（第4号委員）	子育て支援課長	柴崎 記代子
7	委員（第3号委員）	須賀小学校 校長	金野 泰久
8	委員（第3号委員）	百間小学校 校長	竹内 知子
9	委員（第3号委員）	東 小学校 校長	高野 桂子
10	委員（第3号委員）	笠原小学校 校長	山口 隆夫
11	委員（第3号委員）	須賀中学校 校長	谷 義明
12	委員（第3号委員）	百間中学校 校長	栗原 利夫
13	委員（第3号委員）	前原中学校 校長	石崎 徳幸
14	委員（第3号委員）	須賀小学校 教諭	西谷 かおり
15	委員（第3号委員）	百間小学校 教諭	八木橋 順子
16	委員（第3号委員）	東小学校 教諭	高澤 七帆
17	委員（第3号委員）	笠原小学校 教諭	岩口 隼人
18	委員（第3号委員）	須賀中学校 教諭	飛田 麻笑
19	委員（第3号委員）	百間中学校 教諭	峯 知恵
20	委員（第3号委員）	前原中学校 教諭	植竹 正子
			定数は20名
	アドバイザー	保健センター主任保健師	岡本 知佳子
	アドバイザー	非常勤指導主事	毛塚 悟
	アドバイザー	非常勤指導主事	會田 知子
	アドバイザー	教育相談員	久野 弘子
	事務局	学校管理幹兼副課長	加藤 裕一
	事務局	主幹兼指導主事	齋藤 真美子
	事務局	指導主事	嘉茂 達哉
	事務局	主幹兼指導主事	三浦 洋介

※専門委員会に出席する委員は、名簿番号2・3・4・14・15・16・17・18・

19・20の委員とする。

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師 （2） 識見を有する者 （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第7号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

令和7年4月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱したいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

令和7年度 研究主題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	自ら学びとる学習者の育成 ～学びを振り返り、次の学びへつなげ、深める～（1年次）
百間小学校	自ら考え、新しい見方・考え方を発見し、「自分でできる！」を実感できる児童の育成 ～仲間と伝え合う中で、考えを深める授業の創造～（4年次）
東 小学校	「自ら考え、学びに向かう東っ子の育成」 ～「自分らしい学び」の追求～（2年次）
笠原小学校	「豊かな心をもち、よりよく生きていくことのできる児童の育成」 ～道徳科における指導方法の工夫・改善～（2年次）
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 「主体的・協働的な学びを通した確かな学力の育成」 ～生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図る授業改善～（2年次）
百間中学校	自ら課題を持ち、主体的に学びに向かう生徒の育成 ～個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図る授業改善～ (1年次)
前原中学校	学ぶ力を高め、主体的・協働的に学び合える生徒の育成 ～個別最適な学びの実現を目指して～（3年次）

議案第8号

宮代町学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和7年4月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱したいので、宮代町学校運営協議会規則第8条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和7年5月1日から令和8年3月31日とする。

宮代町学校運営協議会委員名簿

任期 令和7年5月1日～令和8年3月31日

学校名	氏 名	区 分
須賀小学校	1 大川 香	(2) 設置学校の地域住民
	2 野本 俊男	(2) 設置学校の地域住民
	3 矢部 久成	(2) 設置学校の地域住民
	4 三笥 隆司	(2) 設置学校の地域住民
	5 吉永 勝治	(6) 学識経験者
	6 原田 幸代	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	7 金野 泰久	(4) 設置学校の校長
	8 木下 喜子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間小学校	1 齋藤 嘉保	(6) 学識経験者
	2 国川 恵子	(2) 設置学校の地域住民
	3 辻浦 牧人	(6) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 金子 輝男	(2) 設置学校の地域住民
	5 向井 綾子	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 竹内 知子	(4) 設置学校の校長
	7 小倉 伸也	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
東小学校	1 佐藤 恵祐	(2) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※元PTA会長
	2 新井 智	(6) 学識経験者
	3 小島 隆子	(6) 学識経験者
	4 小泉 泰昭	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※元PTA会長
	5 別所 洋子	(2) 設置学校の地域住民
	6 高野 桂子	(4) 設置学校の校長
	7 萩原 信和	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
笠原小学校	1 松本 和俊	(6) 学識経験者
	2 青田 文男	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	3 式田 正利	(2) 設置学校の地域住民
	4 島村 姪子	(2) 設置学校の地域住民
	5 大木 了一	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
	6 山口 隆夫	(4) 設置学校の校長
	7 春山 祐美子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
	8 吉田 圭佑	(5) 設置学校の教職員 ※主幹教諭

須賀中学校	1 上田 悟	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	2 為ヶ谷 千佳子	(2) 設置学校の地域住民
	3 石井 大晴	(2) 設置学校の地域住民 ※前PTA会長
	4 栗本 隆雄	(2) 設置学校の地域住民
	5 小澤 香保里	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※現PTA会長
	6 谷 義明	(4) 設置学校の校長
	7 渡辺 貴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間中学校	1 下 康浩	(2) 設置学校の地域住民
	2 齋藤 和浩	(2) 設置学校の地域住民
	3 三浦 一江	(2) 設置学校の地域住民
	4 土渕 早苗	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	5 浅倉 孝郎	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※R7年度PTA会長
	6 栗原 利夫	(4) 設置学校の校長
	7 渡邊 良文	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
前原中学校	1 仙波 博崇	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	2 中田 紀子	(2) 設置学校の地域住民
	3 齋藤 玲子	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※元PTA会長
	4 吉田 シゲ子	(6) 学識経験者
	5 石崎 徳幸	(4) 設置学校の校長
	6 柿沼 千鶴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

※令和4年度から令和5年度までは、小学校1校、中学校1校に設置

令和5年度から小学校4校、中学校3校に設置

（趣旨）

第１条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

（目的）

第２条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第３条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

２ 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「設置学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第４条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （１）教育目標及び学校経営計画に関すること
- （２）教育課程の編成に関すること
- （３）組織編成に関すること
- （４）学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- （５）その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 設置学校の地域住民
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第1項の任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

《以下、省略》

議案第9号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員の委嘱につき議決を求めること
について

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱することについて
議決を求める。

令和7年4月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱したいので、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

番号	職・職名	氏 名	備 考
1	公募による町民	上田 悟	
2	公募による町民	齋藤 嘉保	
3	公募による町民	木村 由美子	
4	校長	金野 泰久	須賀小学校
5	校長	竹内 知子	百間小学校
6	校長	高野 桂子	東小学校
7	校長	山口 隆夫	笠原小学校
8	校長	谷 義明	須賀中学校
9	校長	栗原 利夫	百間中学校
10	校長	石崎 徳幸	前原中学校
11	保護者代表	＊	須賀小学校
12	保護者代表	＊	百間小学校
13	保護者代表	＊	東小学校
14	保護者代表	＊ 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	＊	須賀中学校
16	保護者代表	＊	百間中学校
17	保護者代表	＊	前原中学校

事務局

- ・加藤 裕一（学校管理幹兼副課長）
- ・齋藤真美子（主幹兼指導主事）
- ・三浦 洋介（主幹兼指導主事）
- ・嘉茂 達哉（指導主事）

【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》

6 報告案件

(1) 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 令和7年4月8日～令和8年3月31日

学 校 名	氏 名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	稲葉 しおり	司書教諭	なし
百間小学校	富澤 孝子	司書教諭	22年
東 小学校	和田 あゆみ	司書教諭	3年
笠原小学校	中村 智子	司書教諭	16年
須賀中学校	発令なし	12学級以下のため	
百間中学校	鵜川 裕介	司書教諭	2年
前原中学校	発令なし	12学級以下のため	

(2) 教育大綱と第3期教育振興基本計画の改定に向けて

令和7年3月17日 総合教育会議
企画財政課
教育推進課

1 法律上の位置づけ

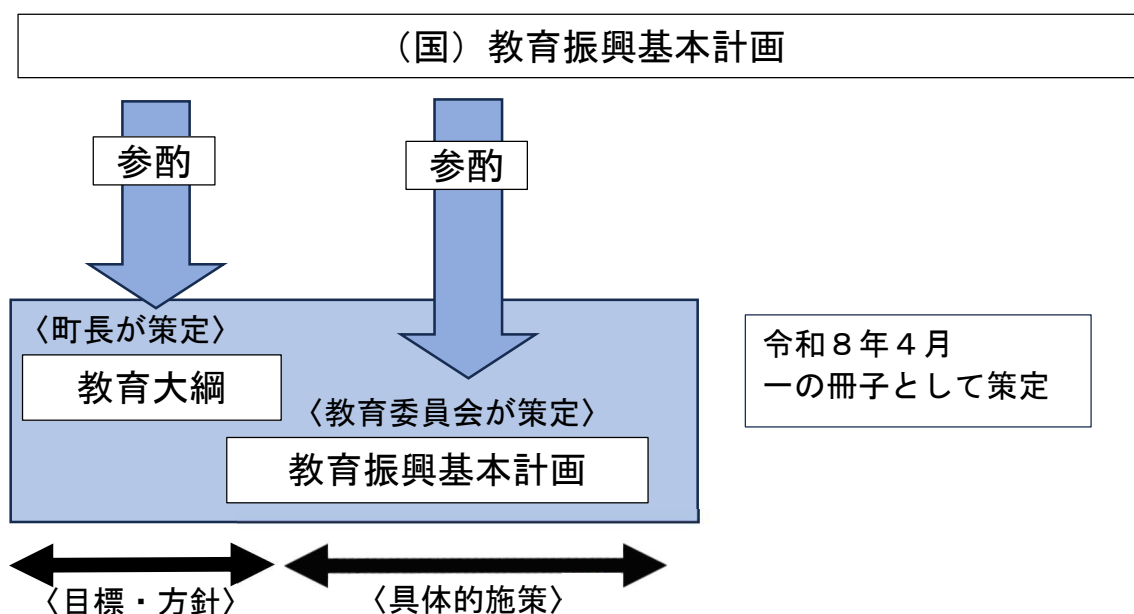
区分	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長（町長） ※総合教育会議において協議	地方公共団体（教育委員会）
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第4期計画（令和5年6月16日閣議決定）令和5～9年度	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

2 町の策定状況

区分	大綱	教育振興基本計画
策定期間	平成28年3月	第1期 平成28～令和2年度 第2期 令和3年度～7年度

3 宮代町教育大綱と宮代町教育振興基本計画の改定に向けて

（案）教育大綱と教育振興基本計画を並行して改定し、一の冊子として作成する。



4 策定スケジュール案

	総合教育会議 (教育大綱)	教育委員会 (教育振興基本計画)
2月		
3月	総合教育会議① 「教育大綱」の改定方針の確認	
4月		定例教育委員会① ・「基本計画」改定方針の確認
5月		(事務局検討:「基本計画」骨子、構成)
6月		定例教育委員会② ・「基本計画」骨子、構成確認
7月		定例教育委員会③ ・「基本計画」骨子、構成確認
8月	総合教育会議② ・「教育大綱」骨子、構成確認	
9月		定例教育委員会④ ・「基本計画(案)」協議
10月		定例教育委員会⑤ ・「基本計画(案)」協議
11月	パブリックコメント公示 意見提出(20日間以上) パブリックコメント終了 意見まとめ	
12月	総合教育会議③・「教育大綱」審議	定例教育委員会⑥ ・「教育振興基本計画」審議
1月	・パブリックコメント意見回答(HP)	
2月	「教育振興基本計画&教育大綱」改定を町議会へ報告	
3月		
4月	「新教育大綱・教育振興基本計画」スタート	

(参考)

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

大綱に関する文部科学省の考え方

（平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

(1) 定義

○ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

○ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○ 大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない